

(仮称) 市民交流プラザ整備工事設計業務プロポーザル
プレゼンテーション・ヒアリング実施要領 (変更)

令和2年~~3~~5月

中 津 川 市

プレゼンテーション・ヒアリング実施要領

1. 趣旨

本設計業務プレゼンテーション・ヒアリングは、(仮称)市民交流プラザ整備工事の設計者を選定するために設置する選定委員会(以下「選考委員会」という。)が、設計プロポーザル参加者(以下「参加者」という。)の技術力や技術提案等の内容の優位性について、適正に評価を行うことを目的に実施するものである。

2. 実施日時及び場所(予定)方法

(1)日時

~~令和2年5月24日(日) 時間については未定~~

(2)集合場所

~~中津川市かやの本町2番1号 中津川市役所本庁舎~~

(3)集合時間

~~確定次第、各参加者に通知します。~~

(4)技術提案書に基づくプレゼンテーションを撮影した映像データの提出

提出方法:映像データのDVD等(パソコンで再生できるものに限る)を事務局へ郵送

提出部数:6部(データの保存名やディスク名は「(仮称)市民交流プラザプレゼンテーション」とし、参加者名を明記しないこと。)

提出期限:令和2年5月21日(木)必着

3. 説明時間及び出席者

(1)所要時間

プレゼンテーション 20分間以内、~~質疑応答 10分間程度~~

(2)出席者

参加表明書で提出された様式-2(選任誓約書)に記載した管理技術者~~及び意匠担当主任技術者~~に加えて、他の主任技術者又は事務所から~~2~~3人以内(合計4人以内)の出席を認めます。

(3)説明者

プレゼンテーション・~~ヒアリング~~についての説明者は任意としますが、プロジェクターを使用する場合、出席者のうち1人はPC補助・プロジェクター担当として対応ください。

(4)出席者報告書

「(仮称)市民交流プラザ整備工事設計業務プロポーザル技術提案書等作成要領」中、提出期間(「7 技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法」による)に、技術提案書等提出書類の一部として、様式-15(プレゼンテーション・~~ヒアリング~~出席者報告書)を提出してください。

4. ~~プレゼンテーション・ヒアリングの順番~~

~~プレゼンテーション・ヒアリングの順番は、技術提案書等の到着順(郵便局の受付消印で確認)とします。ただし、到着が同日同時刻枠(郵便局の受付消印で確認)の場合は、参加者名~~

~~の五十音順とします。~~

~~なお、プレゼンテーション・ヒアリングの順番及び集合時間等は、令和2年5月15日頃に発送する「ヒアリング参加要請書」により通知します。~~

5. プレゼンテーション・ヒアリングの内容

(1) プレゼンテーションの内容

- ・説明は、提出した実施計画書(実施方針、実施体制、実施手順)及び技術提案書の範囲に限ります。
- ・上記の範囲を逸脱した説明や選考委員会の質問内容と全く関係のない発言をしないでください。
- ・参加者の企業名や個人名等の判別又は推察ができる言動をしないでください。
- ・参加者の企業名が判別又は推察できる画像や背景が映らないようにしてください。

(2) ヒアリングの内容

選定委員会は、実施計画書及び技術提案書の内容を範囲として疑問点等について、下記の方法で質疑を行うものとします。

- ①質問方法:令和2年5月26日(火)正午までに、事務局から参加者へ、電子メールで質問書を通知する。
- ②回答方法:回答を記載した質問書を、参加者から事務局へ、電子メールで送付する。
- ③回答期限:令和2年5月27日(水)正午

(3) 内容の変更等

追加の資料の配布及び内容の変更は認めません。ただし、部分を拡大しての説明は認めるものとします。

6. 使用機器・資料等

(1) プレゼンテーションソフトの使用

プレゼンテーションソフト(パワーポイント等)を用いたプレゼンテーションは可能とします。ただし、実施計画書及び技術提案書以外の事項はプレゼンテーションの内容に盛り込まないでください。

~~プレゼンテーションには事務局が用意する以下の機器を使用することが出来ますが、パソコンについては、参加者が持参したものをを使用することも可能とします。~~

~~-(事務局で用意する機器)-~~

- ~~・パソコン(富士通・Windows10)・スクリーン(W280cm×H220cm)~~
- ~~・プロジェクター(EPSON EB-W12)・ホワイトボード・ワイヤレスマイク~~

なお、プレゼンテーションに用いる機器設置等に必要な時間については、「3 説明時間及び出席者」に記載された時間には含みません。

(2) 模型の使用

模型を用いたプレゼンテーションは不可とします。

(3) パネルの使用

技術提案書をパネル化したプレゼンテーションは可能とします。

7. 失格事項

出席者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ア. ~~集合時刻に遅刻した場合~~ 提出期限までに映像データが提出されない場合
- イ. 企業名や個人名等が判別される服装をした場合
- ウ. ~~他者のプレゼンテーション・ヒアリングを傍聴、妨害した場合~~
- エ. その他、選考委員会及び事務局の指示に従わない場合

8. その他

- ア. プレゼンテーション・ヒアリングの実施に関する問い合わせは、事務局(「9 事務局」による)で受け付けます。
- イ. ~~プレゼンテーション・ヒアリングの進行上の都合により、通知した時間(開始時刻)の遅延等が生じた場合には、事務局の指示に従ってください。~~
- ウ. 公平性を期する観点から、一般の傍聴は認めず、原則非公開で実施するものとします。
- エ. プレゼンテーション・ヒアリングの実施に関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、事務局が選定委員会と協議し、決定するものとします。また、その内容は、必要に応じて参加者全員に通知するものとします。

9. 事務局

中津川市政策推進部まちづくり推進室 (中津川市役所本庁舎 3 階)

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町 2 番 1 号

TEL:0573-66-1111(内線 382・383)

E-mail : machizukuri@city.nakatsugawa.lg.jp